

社外重役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド
 東京本社)東京都千代田区丸の内3-2-3 富士ビル5F
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
 大阪支社)大阪市北区中之島3-3-23 中之島ダイビル9F
 Tel.06-6448-2004 Fax.06-6448-0539

経営

自給自足のミニ電力会社活発化 自治体も応援し地産地消狙う

埼玉県寄居町にある県の廃棄物埋め立て跡地にガス会社が建設を進めていた大規模太陽光発電施設(メガソーラー)が完成し稼働に入った。

その規模が約5.3ヘクタールの敷地に1万6384枚の太陽光パネルを設置して、規模も出力も県内トップ。出力は県内最大級の2.6メガワットで、一般家庭の770世帯を賄えるという。

エネルギーの地産地消を目指して県が進めるエコタウンプロジェクトの一環だ。今、全国に自給自足のミニ電力会社をつくる動きが20か所くらいに広がりつつある。きっかけは東日本大震災→福島原発事故→企業活動停滞…自治体、住民、企業が資金を出し合うなど手法は様々でもミニ電力会社をつくる動きは時代の要請だ。

経営的に採算が見込めるものなのか、まず大きな需要を生むのが昨年自然エネルギーの固定価格買い取り制度で、「売電」を20年くらい継続できることだ。さらに2016年に電力の完全自由化がされると、地元の家庭に売電もできる。

自治体自身が、公立学校など公共施設の屋上などに太陽光パネルを乗せる「屋根貸し」事業も追い風。民間に参入を促す共同事業で市が資金援助などでバックアップする、長野県飯田市などの例もある。

寄居町の場合は工場誘致でホンダの新工場が完成、新たに県北工業地帯の電力需要が見込める「読み」もある。これから関東以西の太平洋岸の大震災想定に、電力確保は大命題でもある。

税務会計

教育資金特例は外国国籍者も対象 外国所在の金融機関は取り扱えず

2013年度税制改正において贈与税緩和の目玉として創設された「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税」の特例は、本年4月1日から適用が始まっており、教育資金を預かる信託銀行の新サービスも順調な滑り出しをみせているが、その適用対象者には、外国国籍者や日本国内に住所がない者も含まれることが、国税庁の通達や同通達のあらまし、財務省の2013年度税制改正の解説等で明らかになっている。

同特例は、贈与者である祖父母等の直系尊属が、受贈者である子・孫名義の口座等(教育資金口座)を金融機関に開設し、教育資金を一括して拠出した場合、この資金について子・孫ごとに1500万円(学校等以外に支払う金銭については500万円)までを限度として非課税とするというもの。直系尊属である贈与者と信託銀行などの金融機関との間で教育資金管理契約を締結する日において満30歳未満の受贈者が適用対象となる。

法律では、この教育資金を預かり管理する金融機関の営業所を「この法律の施行地にあるもの」と規定しているため、日本の金融機関の海外支店を含め外国に所在する金融機関では取り扱えないことになる。

このことから勘違いしがちだが、実は適用対象者については、国籍や住所に制限を設けていないことから、満30歳未満という年齢と直系尊属からの贈与という要件を満たせば、適用が受けられることになる。

今週のキーワード

固定価格 買い取り制度

2012年7月から「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」が始まった。この制度は、再生可能エネルギーによる電気の買い取りを電力会社に義務づけるなど社会全体で再生可能エネルギーを普及・拡大させるもの。制度では、エネルギーの売り渡し価格(タリフ)を法律で決定する。再生可能エネルギー源の事業者は、タリフを決まった期間(20年など)、法律で保証される。太陽光や風力、バイオマス、太陽熱、地熱、水力(3万kW未満)など自然の力によるものが再生可能エネルギー。